

池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)における
家族住宅等建設に係る地元要望への対応方針

平成26年12月

南関東防衛局

緑の保全、改変面積の更なる縮減について

【要望】

前回要望したとおり、緑は面積だけでなく、その質も重要であり、環境調査の結果を踏まえ、現在の生態系をできる限り残すとともに、改変部分についても、緑化対策に努めていただきたい。

住宅建設戸数が縮減されたことから、自然環境の保全に配慮して、改変面積について更なる縮減を図っていただきたい。

なお、改変区域については、前回までと同様に市域の1/2として計画されていることから、残りの約300戸を追加で建設することは現実的に困難であると考えますが、これ以上の追加建設は行わないよう強く申し入れます。

【対応方針】

- 緑地の保全のために、改変地の面積は横浜市域の半分（約18.35ha）以下の約17.8haに抑制し、既存緑地を可能な限り保全するよう努めてまいります。
- 改変面積の更なる縮小は、米側の住宅に関する要求等を踏まえると困難ですが、改変地については、造成法面や建築物周囲の植栽、共用の緑地の設置など、可能な限り緑化に努めてまいります。
- 改変地の緑化に当たっては、連続的な緑地復元や既存樹木の移植に努め、特に造成法面については、自然林に近い形態の植栽計画にするなど緑化の質を向上するよう努めてまいります。
- 横浜市風致地区条例に基づき改変面積の20%以上の緑地を確保することとしていますが、今後、更なる緑化に努めるよう日米間で調整・検討してまいります。
- 米軍家族住宅等の提供後においても、緑地が保全されるよう米側に要請してまいります。
- 今後の環境影響評価や設計を踏まえ、緑化対策や改変面積について、適時適切に地元の説明する機会を設けることを考えていきます。

道路・交通問題について

【要望】

施設建設に伴う工事車両及び施設建設後の米軍住宅居住者の生活車両等による周辺交通に対する負荷は小さいものではないため、既存道路を現状のまま使用することを前提とした建設計画は、周辺住民の理解が得られるものではありません。したがって、都市計画道路横浜逗子線の整備等を含めて、周辺地域への影響を最小限にするよう、必要な対策を講じていただきたい。

特に、六浦駅前の道路は狭あいであり、工事車両や米軍住宅居住者の生活車両等の通行が増えると、更に危険が増大すると考えられます。この道路・交通問題については、周辺住民への影響を考える上では、最も大きな問題であり、具体的な対応策について示していただきたい。

【対応方針】

- ▶ 周辺交通環境への負荷及びその軽減措置等については、今後、横浜市環境影響評価条例等に基づき環境影響評価を実施し、地元自治体等の意見を踏まえ、周辺地域の交通等に極力影響を及ぼすことがないよう適切に対応してまいります。なお、現時点で考えている対応策としましては、
 - ・ 工事の実施に当たっては、①造成工事に伴う切盛土砂について、場内で搬出入土量のバランスをとることにより、工事用車両の出入りを極力少なくし、②一般車両や歩行者が輻輳する場所には交通整理員を配置し、③特に、工事用車両の通行の際は、児童の通学時間帯等にできるだけ配慮するなど、十分な安全対策を講じてまいります。
 - ・ 供用後の通勤方法等については、地域の交通事情に最大限配慮し、早朝出勤、バス通勤、相乗り通勤の励行を促すことなどについて米側と調整してまいります。
- ▶ 周辺交通環境への影響についての具体的な対応に当たっては、防衛施設の設置もしくは運用により生ずる障害の実態を踏まえ、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）に基づき、横浜市等関係機関と調整しながら、適切に対応してまいります。

飛び地の早期返還と跡地利用への全面的な協力について

【要望】

飛び地については、返還の見通しを明らかにし、早期に返還していただくことを引き続き要望します。

また、飛び地返還後、米軍住宅居住者との親善交流や住宅等建設により影響を受ける周辺住民の利便性の向上・福祉増進等に資する利用が図られるよう、日米の交流に資する施設の整備等について、全面的に協力していただきたい。

【対応方針】

- ▶ 飛び地の返還については、横浜市域における米軍家族住宅等の移設事業の進捗を踏まえつつ協議していくことで日米間の認識が一致しているところであり、横浜市域における米軍家族住宅等の移設事業の進捗を図り、早期返還の実現に向け努力してまいります。
- ▶ 飛び地の国有地部分については、返還後、財務省へ引き渡すこととなりますが、返還跡地の利活用についての横浜市の具体的な計画や要望が示されれば、関係機関に伝えるなどできる限り協力してまいります。
- ▶ 返還跡地に整備する施設（公園、防災倉庫、コミュニティセンター等）について、横浜市から要望が示されれば、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律等に基づき、民生安定施設として助成することについて検討の上、可能な限り協力したいと考えています。

(案)

池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における家族住宅等の整備工程

